

令和 5 年度 通関士本試験

関税法，関税定率法その他関税に関する法律及び
外国為替及び外国貿易法（第 6 章に係る部分に限る。）

解答・解説

※この解答は，令和 5 年 7 月 1 日施行法令に基づき作成しています。

〈令和5年度 関税法・関税定率法その他 解答&難易度〉

《配点》

選択式	語群選択式	第1問～第5問（各5点）	25点
	複数選択式	第6問～第15問（各2点）	20点
択一式		第16問～第30問（各1点）	15点
合計			60点

【選択式】語群選択式：5点×5問（1箇所1点）

問	項 目	正 解		ランク
第1問	輸入通関	イ	⑪	A
		ロ	⑤	
		ハ	⑥	
		ニ	②	
		ホ	⑩	
第2問	関税の確定及び納付	イ	⑨	C
		ロ	⑥	
		ハ	③	
		ニ	⑩	
		ホ	①	
第3問	保税蔵置場	イ	⑩	A
		ロ	②	
		ハ	⑬	
		ニ	⑥	
		ホ	⑮	
第4問	関税法及び関税定率法における用語の定義	イ	⑧	C
		ロ	⑩	
		ハ	⑦	
		ニ	④	
		ホ	①	
第5問	特恵関税制度	イ	③	A
		ロ	⑫	
		ハ	⑭	
		ニ	⑤	
		ホ	⑪	

【選択式】複数選択式：2点×10問（解答のすべてが正解した場合のみ）

問	項 目	正 解	ランク
第6問	修正申告，更正の請求，更正及び決定	2， 5	A
第7問	関税の納期限	1， 5	C
第8問	輸出通関	2， 4， 5	C
第9問	輸入通関	4， 5	A
第10問	原産地の表示	2， 5	C
第11問	特例輸入者・特定輸出者	3， 4	B
第12問	関税の軽減，免除又は払戻し	2， 4， 5	A
第13問	課税価格の決定の原則	2， 4， 5	B
第14問	輸出貿易管理令	1， 2， 5	C
第15問	輸入してはならない貨物	1， 5	B

【択一式】1点×15問

問	項 目	正 解	ランク
第16問	課税物件の確定時期	3	A
第17問	関税の納税義務	2	A
第18問	関税の徴収及び担保の提供，供託，調査の 事前通知	1	C
第19問	輸出通関	5	B
第20問	輸入通関	2	A
第21問	輸入の許可前における貨物の引取り	3	A
第22問	保税地域	3	A
第23問	関税の軽減，免除又は払戻し	2	A
第24問	課税価格の計算方法	4	A
第25問	物品の所属の決定	4	A
第26問	輸入貿易管理令	5	A
第27問	不服申立て	3	B
第28問	罰則	1	C
第29問	N A C C S 法	5	A
第30問	不当廉売関税	1	B

A：できてほしい問題

B：中間レベルの問題

C：難易度の高い問題

【選択式】

（語群選択式）

第1問 正解 イー⑪ ロー⑤ ハー⑥ ニー② ホー⑩

（関税法67条の19、68条、69条2項、施行令61条1項2号イ、62条）

第2問 正解 イー⑨ ロー⑥ ハー③ ニー⑩ ホー①

（関税法6条の2第1項、9条の3第1項、2項、67条、NACCS法4条2項、3項、施行令5条）

第3問 正解 イー⑩ ロー② ハー⑬ ニー⑥ ホー⑮

（関税法43条の2第1項、44条1項、45条1項）

第4問 正解 イー⑧ ロー⑩ ハー⑦ ニー④ ホー①

（関税法2条1項4の2、13条2項、附則 昭29.4 法61第5項、定率法3条の2別表付表第1）

第5問 正解 イー③ ロー⑫ ハー⑭ ニー⑤ ホー⑪

（関税暫定措置法8条の2第2項、4項、施行令27条1項2号、29条、31条1項2号）

（複数選択式）

第6問 正解 2, 5

- 1 × 納税申告をした者は、当該納税申告により納付すべき税額に不足額があるときは、**税関長による更正があるまでは**、税関長に対し、当該納税申告に係る課税標準又は納付すべき税額につき**修正申告をすることができる**（関税法7条の14第1項）。
- 2 ○ 納税申告をした者は、当該納税申告により納付すべき税額に関し当該税額を増額する**更正があった場合であっても**、その増額した後の納付すべき税額に不足額があるときは、その増額した更正について**更正があるまでは**、その増額した更正に係る納付すべき税額につき**修正申告をすることができる**（7条の14第1項）。
- 3 × 更正の請求をすることができるのは、**納税申告をした者**である（7条の15第1項）。納付すべき税額の**決定を受けた者は**、当該輸入の後に生じたやむを得ない理由により、当該決定により納付すべき税額が過大である場合であっても、税関長に対し、当該決定後の税額につき更正をすべき旨の請求を**することができない**。
- 4 × 税関長の承認を受けて輸入の許可前に引き取られた貨物に係る更正の請求は、当該承認の日の翌日から起算して**5年**を経過する日と輸入の許可の日とのいずれか遅い日までの間に限り、行うことができる（7条の15第1項）。1年ではない。
- 5 ○ 関税法14条第1項（更正、決定等の期間制限）の規定により関税についての更正を**することができないこととなる日前6月以内に**された更正の請求に係る更正は、当該更正の請求があった日から**6月を経過する日まで**、することができる（14条2項）。

第7問 正解 1, 5

- 1 ○ 特例申告書の提出期限が土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日その他一般の休日、12月29日、同月30日又は同月31日に当たるときは、これらの日の翌日をもってその提出期限とみなされる（関税法2条の2、国税通則法10条2項）。
- 2 × 関税定率法19条の3第1項（輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税等）の規定による関税の払戻しが、これを受ける者の申請に基づいて過大な額で行われた場合には、その過大であった部分の金額に相当する関税額について、当該関税額に係る納税告知書を発する日の翌日から起算して1月を経過する日までに納付しなければならない（関税法13条の2、施行令11条、基本通達13の2-1(1)）。
- 3 × 関税法9条の2第1項（納期限の延長）の規定により納付すべき期限が延長された関税についての法定納期限は、当該延長された期限である（関税法12条9項2号、9条の2）。
- 4 × 特例申告貨物について、特例申告書をその提出期限までに提出した後にされた更正により納付すべき関税についての関税法12条9項（延滞税）に規定する法定納期限は、輸入許可の日である（12条9項）。
- 5 ○ 期限内特例申告書に記載された納付すべき税額に相当する関税については、その特例申告書の提出期限までに国に納付しなければならない（9条2項1号）。

第8問 正解 2, 4, 5

- 1 × 特定委託輸出者が特定委託輸出申告を行う場合には、その申告に係る貨物が置かれている場所から当該貨物を外国貿易船又は外国貿易機に積み込もうとする開港、税関空港又は不開港までの運送を**特定保税運送者に委託することを要する**（関税法67条の3第1項）。
- 2 ○ 税関長が、輸出申告があった場合において輸出の許可の判断のために必要があるときに、当該輸出申告の内容を確認するために輸出者に提出させることができる書類には、当該輸出申告に係る貨物の**契約書、仕入書及び包装明細書が含まれることとされている**（68条, 施行令61条1項）。
- 3 × コンテナに詰められた状態で輸出の許可を受けるため保税地域に搬入される貨物について、輸出申告の後、当該貨物が当該保税地域に搬入される前であっても、**輸出者からの申出があった場合で、かつ、**
 - イ 搬入前検査を実施することに支障がない貨物であること。
 - ロ 積付状況説明書その他仕入書等により貨物の内容が明らかであること。
 - ハ 搬入前検査終了後、速やかに保税地域等に搬入されることが確実であること。**の全てに該当する場合に限り、検査を行うことができる。**（基本通達67-1-7(5)）。輸出者からの申出があることだけをもって搬入前の検査を行うことができるわけではない。
- 4 ○ **再包装が困難な貨物で仕入書により当該貨物の内容が明らかであり、当該貨物が保税地域に搬入される前に関税法第67条の規定による検査を実施することについて支障がない場合は、輸出者からの申出により、税関職員は、輸出申告の後、当該貨物が当該保税地域に搬入される前に当該検査を行うことができることとされている**（67-1-7(4)）。
- 5 ○ 外国貿易船により有償で輸出される貨物について輸出申告書に記載すべき貨物の価格は、当該貨物の本邦の輸出港における**本船甲板渡し価格**である（関税法施行令58条、59条の2第2項）。

第9問 正解 4, 5

- 1 × 外国貿易船に積み込んだ状態で輸入申告をすることが必要な貨物を輸入しようとする者は、当該貨物が他の貨物と混載されておらず、かつ、当該貨物の積付けの状況が検査を行うのに支障がない場合には、**税関長の承認を受けること**により、当該貨物を保税地域に入れなくて輸入申告をすることができる（関税法67条の2第2項）。
- 2 × 特例委託輸入者でその特例申告に係る特例申告書をその提出期限までに提出していない者は、その提出期限後においては、**税関長から決定を受けるまでは**、特例申告書を提出することができる（7条の4第1項）。
- 3 × 申告納税方式が適用される輸入貨物のうち、当該輸入貨物の課税標準となるべき価格が1万円以下の物品を輸入しようとする者は、税関長への輸入申告を行うことを要しない旨の**規定はない**。
- 4 ○ 輸入（納税）申告をしようとする者は、その輸入しようとする**貨物の種類にかかわらず**、予備審査制に基づく輸入貨物に係る**予備申告を行うことができる**こととされている（予備審査制について H12 蔵関251号通達1）。
- 5 ○ 外国貿易船により輸入される貨物に係る予備審査制に基づく予備申告は、輸入申告予定日における**外国為替相場が公示された日又は当該貨物に係る船荷証券が発行された日のいずれか遅い日から行うことができる**こととされている（予備審査制について H12 蔵関251号通達2(4)）。

第10問 正解 2, 5

- 1 × 原産地について誤認を生じさせる表示がされている外国貨物は、輸入の許可を受けることができない（関税法71条1項）。
- 2 ○ 原産地について偽った表示がされている外国貨物を輸入しようとする者は、当該外国貨物の真正な原産地を証明する原産地証明書を税関長に提出した場合であっても、当該外国貨物について、輸入の許可を受けることができない（71条1項）。
- 3 × 原産地について誤認を生じさせる表示がされている外国貨物を輸入しようとする者が、当該外国貨物の関税額に相当する担保を税関長に提供した場合に、当該外国貨物について、輸入の許可を受けることができる旨の規定はない。
- 4 × 原産地について偽った表示が、外国貨物の容器にのみ間接的に表示されている場合には、当該外国貨物について、輸入の許可を受けることができない（71条1項）。
- 5 ○ 税関長は、原産地について偽った表示がされていることにより留置した外国貨物について、当該表示が消され、若しくは訂正され、又は積み戻されると認められる場合には、当該外国貨物を返還することとされている（87条2項）。

第11問 正解 3, 4

- 1 × 税関長は、関税、内国消費税及び地方消費税の保全のために必要があると認めるときは、特例輸入者に対し、金額及び期間を指定して、関税、内国消費税及び地方消費税につき担保の提供を命ずることができ、特例輸入者が過少申告加算税を課された場合には、税関長は直ちに担保の提供を命じることができる（関税法7条の8、関税法基本通達7の8-1(1)イ）。
- 2 × 輸出貿易管理令別表1の1の項の中欄に掲げる貨物については、特定輸出申告を行うことができない（関税法67条の3第1項、関税法施行令59条の8）。
- 3 ○ 税関長は、特定輸出申告書に記載された品名と特定輸出申告が行われ税関長の輸出の許可を受けた貨物が相違することが判明したことにより、当該貨物が外国貿易船に積み込まれるまでの間に当該貨物に係る輸出の許可を取り消す場合において必要があると認めるときは、税関職員に当該貨物の検査をさせることができることとされている（関税法67条の4第3項、関税法基本通達67の4-2①）。
- 4 ○ 特例申告を行う場合は、特例申告に係る貨物で輸入の許可を受けたものについて、特例申告書を作成し、当該許可の日の属する月の翌月末日までに当該許可をした税関長に提出しなければならない（関税法7条の2第2項）。
- 5 × 特例輸入者が、複数の輸入の許可に係る特例申告をまとめて行う場合に、当該許可をした税関長にあらかじめその旨を届け出なければならない旨の規定はない。

第12問 正解 2, 4, 5

- 1 × 輸入貨物が、輸入申告の後、輸入の許可前に損傷した場合においては、関税定率法10条1項（変質、損傷等の場合の減税又は戻し税等）の規定により、当該貨物の損傷による価値の減少に基づく価格の低下率を基準として、その関税の軽減を受けることができる（定率法10条1項）。
- 2 ○ 輸入の許可を受けた貨物が、輸入の許可後引き続き、保税地域に置かれている間に、災害により滅失した場合においては、関税定率法10条2項（変質、損傷等の場合の減税又は戻し税等）の規定により、その関税（附帯税を除く。）の全部の払戻しを受けることができる（10条2項）。
- 3 × 国際親善のため、国にその用に供するものとして寄贈される物品で輸入されるものは、その輸入の許可の日から2年以内にその用途以外の用途に供されないものに限り、関税定率法15条1項（特定用途免税）の規定により、その関税の免除を受けることができる（15条1項3号の2）。
- 4 ○ 赤十字国際機関から日本赤十字社に寄贈された器具で、日本赤十字社が直接医療用に使用するものと認められるもので輸入され、その輸入の許可の日から2年以内にその用途以外の用途に供されないものについては、関税定率法15条1項（特定用途免税）の規定により、その関税の免除を受けることができる（15条1項5号）。
- 5 ○ 本邦にある外国の大使館又は公使館に属する公用品で輸入されるものについては、相互条件により関税の免除に制限がある場合を除き、関税定率法16条1項（外交官用貨物等の免税）の規定により、その関税の免除を受けることができる（16条1項1号）。

第13問 正解 2, 4, 5

- 1 × 輸入取引に係る契約において輸入貨物の輸入港までの運賃を買手が負担することとされている場合は、当該運賃は当該輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格に含まれていないものとして取り扱い、当該輸入貨物を輸入港まで運送するために実際に要した運送費用の額を、**その負担者を問わず**、当該運送費用の額を当該輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格に**加算すること**とされている（定率法基本通達4-8(6)ロ）。
- 2 ○ 輸入貨物に係る輸入取引に関し、買手により負担される当該輸入貨物に係る仲介料その他の手数料として当該輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格に、その含まれていない限度において加算しなければならないものに該当するか否かの判断は、契約書等における名称のみによるものではなく、**その手数料を受領する者が輸入取引において果たしている役割及び提供している役務の性質を考慮して行うもの**とされている（4-9(2)）。
- 3 × 輸入貨物に係る輸入取引に関し、当該輸入貨物の売手と協力して販売を行う者に対し**買手が支払う販売手数料**は、当該輸入貨物の課税価格に**含まれる**（4-9(2)ロ）。**売手が支払う販売手数料**は、当該輸入貨物の課税価格に**含まれない**。
- 4 ○ 輸入貨物の生産及び輸入取引に関連して、**当該輸入貨物の生産のために使用された金型**を買手が売手に無償で提供した場合において、買手が当該金型の提供に要した費用の額は当該輸入貨物の**課税価格に含まれる**（定率法4条1項3号ロ）。
- 5 ○ 輸入貨物の生産及び輸入取引に関連して、当該輸入貨物の買手が**本邦以外**で自ら開発した**役務**で、当該買手により**無償で提供**され、当該輸入貨物のみの生産に利用されたものについては、当該役務の**開発に要した費用**に当該役務を当該輸入貨物の生産に関連して提供するために要した**運賃**、**保険料**その他の費用であって買手により負担されるものを**加算**した費用の額が当該輸入貨物の課税価格に**含まれる**（定率法施行令1条の5第2項）。

第14問 正解 1, 2, 5

- 1 ○ 輸出貿易管理令別表第2の33の項の中欄に掲げるうなぎの稚魚を、アメリカ合衆国を仕向地として輸出する場合において、その輸出する貨物の総価額が5万円以下のものであるときは、経済産業大臣の輸出の承認を受けることを要しない（輸出令4条3項, 別表7の2号）。
- 2 ○ 輸出貿易管理令別表第2の43の項の中欄に掲げる重要文化財を輸出しようとする場合において、文化財保護法の規定に基づく文化庁長官の許可を受けているときであっても、経済産業大臣の輸出の承認を受けなければならない（4条2項）。
- 3 × 輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる軍用航空機の部分品のうち、修理を要するものを無償で輸出しようとする場合には、経済産業大臣の輸出の許可を受けることを要する（1条, 4条1項）。
- 4 × 輸出貿易管理令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物を、輸出令別表第3に掲げる地域（アメリカ合衆国, 英国, ドイツ等の輸出徹底管理国）に輸出しようとする場合には、経済産業大臣の輸出の許可は不要である（1条, 4条1項3号, 別表第1の16項, 別表第3）。
- 5 ○ 経済産業大臣は、外国為替及び外国貿易法48条1項の規定により経済産業大臣の輸出の許可を受けなければならない貨物について、当該輸出の許可を受けないで貨物を輸出した者に対し、3年以内の期間を限り、輸出を行うことを禁止することができる（外為法53条1項）。

第15問 正解 1, 5

- 1 ○ 印紙の模造品は、印紙等模造取締法の規定により財務大臣の許可を受けて輸入するものを除き、輸入してはならない貨物に該当する（関税法69条の11第1項6号）。
- 2 × 税関長は、公安又は風俗を害すべき書籍に該当すると認めるのに相当の理由がある貨物で輸入されようとするものについて、当該貨物を輸入しようとする者に対し、その旨を通知しなければならない（69条の11第3項）。没収して廃棄することはできない。
- 3 × 税関長は、輸入されようとする貨物のうちに児童ポルノに該当すると認めるのに相当の理由がある貨物があるときは、当該貨物を輸入しようとする者に対し、その旨を通知しなければならない（69条の11第3項）。
- 4 × 税関長は、輸入されようとする貨物が特許権を侵害する貨物に該当するか否かについての認定手続を執る場合には、当該貨物に係る特許権者及び当該貨物を輸入しようとする者に対し、当該貨物が当該特許権を侵害する貨物に該当するか否かについて意見を述べることができる旨を通知しなければならない（69条の12第1項）。
- 5 ○ 著作権者は、自己の著作権を侵害すると認める貨物に関し、いずれかの税関長に対し、その侵害の事実を疎明するために必要な証拠を提出し、当該貨物が関税法第6章（通関）に定めるところに従い輸入されようとする場合は、当該貨物について当該税関長又は他の税関長が、当該貨物が当該著作権を侵害する貨物に該当するか否かについての認定手続を執るべきことを申し立てることができる（69条の13第1項）。

【択一式】

第16問 正解 3

- 1 ○ 保税展示場に入れられた外国貨物のうち、当該保税展示場における販売又は消費を目的とするもの（関税法4条1項3号の2に掲げるもの）に対し関税を課する場合の基礎となる当該貨物の性質及び数量は、当該貨物を当該保税展示場において**展示又は使用の行為をすることが税関長により承認された時**における現況による（関税法4条1項3号の2）。
- 2 ○ 税関長が、保税地域に置くことが困難であると認め期間及び場所を指定して、保税地域以外の場所に置くことを許可した外国貨物で、その場所において**亡失したもの**（関税法4条1項4号に掲げるもの）に対し関税を課する場合の基礎となる当該貨物の性質及び数量は、その**亡失の時**における現況による（4条1項4号）。
- 3 × 本邦と外国との間を往来する船舶への積込みの承認を受けて保税地域から引き取られた外国貨物である船用品（一括して積込みの承認を受けたものを除く。）で、その指定された積込みの期間内に船舶に積み込まれないもの（関税法4条1項5号に掲げるもの）に対し関税を課する場合の基礎となる当該貨物の性質及び数量は、当該**積込みが承認された時**の現況による（4条1項5号）。
- 4 ○ 税関長が、1年の範囲内で運送の期間を指定して、一括して保税運送を承認した外国貨物で、その指定された運送の期間内に運送先に到着しないもの（関税法4条1項5号に掲げるもの）に対し関税を課する場合の基礎となる当該貨物の性質及び数量は、当該承認に係る**外国貨物が発送された時**における現況による（4条1項5号）。
- 5 ○ 留置された貨物で、**公売に付されるもの**に対し関税を課する場合の基礎となる当該貨物の性質及び数量は、その**公売の時**における現況による（4条1項7号）。

第17問 正解 2

- 1 ○ 関税定率法15条1項（特定用途免税）の規定により関税の免除を受けて輸入された貨物について、特定用途免税に係る特定の用途以外の用途に供するため譲渡されたことにより、その免除を受けた関税を徴収する場合には、その**譲渡をした者**がその関税を納める義務を負う（定率法15条2項）。
- 2 × 本邦と外国との間を往来する船舶の**旅客**がその**携帯品**である外国貨物を輸入する前に本邦においてその**個人的な用途に供するため消費**した場合には、当該外国貨物を**輸入したものとはみなされない**（関税法2条3項、施行令1条の2第2号）。したがって、納税義務は発生しない。
- 3 ○ **指定保税地域にある外国貨物**（輸出の許可を受けた貨物を除く。）が**亡失**したときは、当該外国貨物が災害その他やむを得ない事情により亡失した場合を除き、**当該外国貨物を管理する者**がその関税を納める義務を負う（関税法41条の3、45条）。
- 4 ○ **保税運送の承認**を受けて運送された外国貨物（輸出の許可を受けた貨物を除く。）が亡失したことにより、その**承認の際に指定された運送の期間内に運送先に到着しない**ときは、当該外国貨物が災害その他やむを得ない事情により亡失した場合を除き、その**運送の承認を受けた者**がその関税を納める義務を負う（65条1項）。
- 5 ○ 関税法63条の2第1項（保税運送の特例）に規定する**特定保税運送**に係る外国貨物（輸出の許可を受けた貨物を除く。）が亡失したことにより、その発送の日の翌日から起算して**7日以内に運送先に到着しない**ときは、当該外国貨物が災害その他やむを得ない事情により亡失した場合を除き、その**特定保税運送に係る特定保税運送者**がその関税を納める義務を負う（65条2項）。

第18問 正解 1

- 1 ○ 税関長は、納税義務者が偽りその他不正の行為により関税を免れたと認められる場合において、納付すべき税額の確定した関税でその納期限までに完納されない¹と認められるものがあるときは、**その納期限を繰り上げ、その納付を請求することができる**こととされている（関税法11条、国税通則法38条1項6号）。
- 2 × **金地金その他の貴金属**であつて換価の容易なものは、関税の担保として提供することは**認められていない**（9条の11、国税通則法50条）。
- 3 × 関税の担保を提供した者は、**税関長の承認**を受けた場合に限り、**担保物を変更**することができる（関税法9条の11第2項、施行令8条の3第3項）。変更後の担保物が金銭の場合も税関長の承認を受けなければならない。
- 4 × 税関長が、特許権に係る輸入差止申立てを受理した場合において、その申立てに係る貨物についての認定手続が終了するまでの間当該貨物が輸入されないことにより当該貨物を輸入しようとする者が被るおそれがある損害の賠償を担保するため、当該申立てをした特許権者に対し、相当と認める額の金銭をその指定する供託所に供託すべき旨を命じたときに、当該特許権者が、その特許権を目的として設定した質権をもって当該金銭に代えることができる旨の**規定はない**（関税法69条の15第1項、第3項、基本通達69の15-1参照）。
- 5 × 税関長は、税関の当該職員に輸入者に対し実地の調査において関税法105条1項6号の規定による質問検査等を行わせる場合には、あらかじめ、当該輸入者に対し、その調査を行う旨、調査を開始する日時、調査を行う場所、調査の対象となる期間等を通知しなければならないが、**調査を行う理由については通知する旨の規定はない**（関税法105条の2、国税通則法74条の9第1項、施行令30条の4）。

第19問 正解 5

- 1 × 経済連携協定の規定に基づき我が国の原産品とされる貨物を当該経済連携協定の締約国に輸出しようとする者は、当該貨物の輸出申告の際に、当該貨物が我が国の原産品であることにつき、我が国の権限ある当局が証明した書類を税関長に提出しなければならない旨の**規定はない**。なお、輸入申告の場合には提出しなければならない（関税法施行令61条4項）。
- 2 × 輸入の許可を受けた貨物は**内国貨物**であり、内国貨物を保税地域から引き取ることなく**外国に向けて送り出す場合は輸出に該当**するので、関税法の規定に基づく**輸出の手続を要する**（関税法2条1項2号、67条）。
- 3 × 関税法70条1項の規定に基づき、外国為替及び外国貿易法48条1項及び輸出貿易管理令1条1項の規定により輸出に関して経済産業大臣の許可を必要とする貨物を輸出しようとする者は、当該貨物について**輸出申告の際**に当該経済産業大臣の許可を受けている旨を税関に証明しなければならない（70条1項）。
- 4 × 本邦の船舶により公海で採捕された水産物は**内国貨物**であり、これを洋上から直接外国に向けて送り出す場合は**輸出に該当**するので、関税法の規定に基づく**輸出の手続を要する**（2条1項2号、4号、67条）。
- 5 ○ 本邦に本店又は主たる事務所を有しない法人が本邦にその事務所及び事業所を有しない場合において、当該法人が貨物を本邦から輸出しようとするときは、当該法人は、**税関事務管理人を定め、その定めた旨を税関長に届け出なければならない**（95条1項、2項）。

第20問 正解 2

- 1 × 税関長は、原産地について偽った表示がされている外国貨物については、その表示がある旨を輸入申告をした者に直ちに通知し、期間を指定して、その者の選択により、その表示を消させ、若しくは訂正させ、又は当該貨物を積み戻させなければならない（関税法71条2項）。
- 2 ○ 特例輸入者又は特例委託輸入者が電子情報処理組織（NACCS）を使用し
て行う輸入申告は、当該輸入申告に係る貨物を保税地域等に入れる前に行うこ
とができる（67条の2第3項3号、施行令59条の6第3項）。
- 3 × 賦課課税方式が適用される郵便物に係る関税を納付しようとする者は、その
関税を納付し、またはその関税の納付を日本郵便株式会社に委託しなければな
らない（関税法77条3項）。
- 4 × はしけに積み込んだ状態で輸入申告をすることが必要な貨物を輸入しようと
する者は、税関長の承認を受けて、当該はしけの係留場所を所轄する税関長に
対して輸入申告をすることができる（67条の2第2項）。
- 5 × 輸入しようとする外国貨物を保税蔵置場に置くことの承認の申請の際に、当
該外国貨物につき経済連携協定における関税についての特別の規定による便益
の適用を受けるために締約国原産地証明書を税関長に提出した場合には、当該
外国貨物の輸入申告の際には、当該締約国原産地証明書の写し等を当該税関長
に提出する必要はない（施行令36条の3第3項）。

第21問 正解 3

- 1 × 一の輸入申告に係る貨物について輸入の許可前における貨物の引取りの承認を受けた場合には、その貨物を分割して引き取ることができる（関税法施行令63条）。
- 2 × 輸入の許可前における貨物の引取りの承認を受けた場合には、**税関長による更正があるまでは**、その承認を受けた貨物の納税申告に係る課税標準又は納付すべき税額について**修正申告をすることができる**（関税法7条の14第1項）。
- 3 ○ 輸入の許可前における貨物の引取りの承認を受けようとする場合において、当該承認の前に当該貨物の納税申告に係る納付すべき税額に更正があり、当該更正に基づき過少申告加算税が課されているときは、当該**過少申告加算税に相当する額を除いた関税額に相当する担保**を提供しなければならない（関税法73条1項）。
- 4 × 輸入の許可前における貨物の引取りの承認は、その申請に係る貨物が有税品であると無税品であるにかかわらず、受けることができる（基本通達73-3-2）。
- 5 × **特例申告貨物**については、輸入の許可前における貨物の引取りの承認を受けることはできない（73条1項）。

第22問 正解 3

- 1 × 保税工場の許可を受けた者は、当該保税工場において使用する輸入貨物については、当該貨物を当該保税工場に入れた日から **3 月**までの期間に限り、当該保税工場につき保税蔵置場の許可を併せて受けているものとみなされる（関税法56条2項）。
- 2 × 税関長は、保税展示場に入れられた外国貨物が、当該保税展示場の許可の期間の満了の際、当該保税展示場にある場合には、当該保税展示場の許可を受けた者に対し、**期間を定めて当該外国貨物の搬出その他の処置を求めることができるものとし、当該期間内に処置がされないときは**、当該保税展示場の許可を受けた者から、直ちにその関税を徴収することとされている（62条の6第1項）。
- 3 ○ 関税法30条1項2号（外国貨物を置く場所の制限）の規定により**保税地域以外の場所に置くことを税関長が許可した外国貨物につき内容の点検をしようとするときは、あらかじめその旨を税関に届け出なければならない**（36条2項）。
- 4 × 保税工場において、外国貨物についての加工若しくはこれを原料とする製造（混合を含む。）又は外国貨物に係る改装、仕分その他の手入れ（保税作業）をしようとする者は、当該貨物を保税工場に入れた日から **3 月を超えて保税作業のために置こうとする場合は、その超えることとなる日前に**、当該貨物を保税工場に入れた日から3月以内に保税作業に使用する場合には、保税作業に使用する前に、**移入承認を受けなければならない**（61条の4、43条の3）。
- 5 × 保税蔵置場において貨物を管理する者は、当該保税蔵置場から外国貨物を出した場合であっても、関税法32条（見本の一時持出）の規定による許可を受けて当該保税蔵置場から当該**外国貨物を見本として一時持ち出したときは**、同法34条の2（記帳義務）に規定する帳簿に当該外国貨物の記号、番号、品名及び数量を記載することを**要する**（34条の2、施行令29条の2第1項6号）。

第23問 正解 2

- 1 × 本邦から輸出された貨物でその輸出の許可の際の性質及び形状が変わっていないものについては、その輸出の許可の日から1年を経過した後に輸入されるものであっても、関税定率法14条10号（無条件免税）の規定により**関税の免除を受けることができる**（関税定率法14条10号）。再輸入の期間の制限はない。
- 2 ○ 加工のため本邦から輸出され、その輸出の許可の日から1年以内に輸入される貨物については、**本邦においてその加工をすることが困難であると認められるものに限り**、関税定率法11条（加工又は修繕のため輸出された貨物の減税）の規定により**関税の軽減を受けることができる**（11条）。
- 3 × 関税暫定措置法9条1項（軽減税率等の適用手続）に規定する軽減税率の適用を受けて貨物を輸入しようとする者は、その軽減される関税の額に相当する担保を税関長に提供しなければならない旨の**規定はない**。
- 4 × 関税を納付して輸入された貨物のうち品質が契約の内容と相違するため返送することがやむを得ないと認められる貨物であって、その輸入の時の性質及び形状に変更を加えないものを本邦から返送のため輸出するときは、当該貨物がその輸入の許可の日から**6月以内**に保税地域に入れられたものである場合に限り、関税定率法20条1項（違約品等の再輸出又は廃棄の場合の戻し税等）の規定により関税の払戻しを受けることができる（20条1項）。
- 5 × **修繕**のため本邦から輸出され、その輸出の許可の日から**1年以内**に輸入される貨物については、関税定率法11条（加工又は修繕のため輸出された貨物の減税）の規定により**関税の軽減を受けることができる**（11条）。本邦においてその修繕をすることが困難であると認められるものに限られない。

第24問 正解 4

- 1 ○ 課税価格を計算する場合において、輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて輸入申告の時（関税法4条1項2号から8号まで（課税物件の確定の時期）に掲げる貨物にあっては、当該各号に定める時）までに当該輸入貨物に変質があったと認められるときは、当該輸入貨物の課税価格は、**当該変質がなかったものとした場合に計算される課税価格からその変質があったことによる減価に相当する額を控除して得られる価格とする**（定率法4条の5）。
- 2 ○ 輸入貨物に係る輸入取引が延払条件付取引である場合において、その延払金利の額が明らかであるときは、当該**延払金利の額**は関税定率法4条1項に規定する当該輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格に**含まない**ものとする（定率法施行令1条の4第4号）。
- 3 ○ 輸入貨物に係る輸入取引に関し、買手による**当該輸入貨物の処分又は使用についての制限で法令により課されるもの**があることは、関税定率法4条1項の規定により当該輸入貨物の課税価格を決定することができないこととなる事情には**該当しない**（定率法4条2項1号、施行令1条の7第2号）。
- 4 × 買手が自己のために行う輸入貨物についての**広告宣伝に係る費用**で買手が負担するものは、当該広告宣伝が売手の利益になると認められる活動に係るものであっても、売手に対する間接的な支払いに該当せず、関税定率法4条1項に規定する当該輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格に**算入しない**（基本通達4-2(4)）。
- 5 ○ 航空機による運送方法以外の運送方法による輸入貨物の運送が特殊な事情の下において行われたことにより、当該輸入貨物の実際に要した当該輸入港までの運賃の額が当該輸入貨物の通常必要とされる当該輸入港までの運賃の額を**著しく超えるものである場合には**、当該輸入貨物の当該輸入港までの運賃は、当該**通常必要とされる当該輸入港までの運賃とする**（施行令1条の5第1項）。

第25問 正解 4

- 1 × 輸入貨物について関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、当該輸入貨物の**輸入申告の時**における現況による（関税法4条1項）。
- 2 × 関税率表の類は、**第1類から第97類まで**からなる。
- 3 × 関税率表における物品の所属の決定のための関税率表の適用に当たっては、**項の規定及びこれに係る部又は類の注の規定に従い**、かつ、これらの項又は注に別段の定めがある場合を除くほか、次の原則（通則2，3，4または5の原則）に定めるところに従って決定する（通則1）。
- 4 ○ 関税率表の解釈に関する通則5(a)の原則により、バイオリンを収納するために特に製作したケースであって、長期間の使用に適し、バイオリンとともに提示され、かつ、当該バイオリンとともに販売されるものは、それが重要な特性を全体に与えているケースである場合を除き、**バイオリンに含まれる**（通則5(a)）。
- 5 × 関税率表第16部の注は、関税率表**第84類から第85類までの機械類及び電気機器等**に関するものである（第16部注）。

第26問 正解 5

- 1 × 貨物を輸入しようとする者は、当該貨物の輸入について、経済産業大臣の輸入割当てを受けることを要する貨物（輸入公表一）のほか、特定の国または地域を原産地または船積地域とする貨物（輸入公表二）、全地域を原産地または船積地域とする貨物（輸入公表二の二）に該当するときは、経済産業大臣の輸入の承認を受けなければならない（輸入令4条1項）。
- 2 × 経済産業大臣の輸入割当てを受けるべきものとして公表された品目に該当する貨物を仮に陸揚げしようとするときは、経済産業大臣の輸入の承認は不要である（14条3号）。
- 3 × 経済産業大臣の輸入割当てを受けた者から当該輸入割当てに係る貨物の輸入の委託を受けた者が当該貨物を輸入しようとする場合には、経済産業大臣の確認を受けたときは、当該輸入の委託を受けた者は、改めて輸入の割当てを受けることなく、輸入の委託を受けた者の名で経済産業大臣の輸入の承認の申請をすることができる（9条1項ただし書）。
- 4 × 経済産業大臣の輸入割当てを受けるべきものとして公表された品目に該当する貨物に係る輸入割当証明書の交付を受けた者は、その交付に係る貨物の全部又は一部を希望しなくなった場合は、遅滞なく当該輸入割当証明書を経済産業大臣に返還しなければならない（規則2条5項）。
- 5 ○ 経済産業大臣の輸入割当ては、貨物の数量により行うこととされているが、貨物の数量により輸入割当てを行うことが困難である場合には、貨物の価額により行うことができる（施行令9条2項）。

第27問 正解 3

- 1 ○ 関税の滞納処分に関する税関長の処分に不服がある者は、当該税関長に対して、**再調査の請求をすることができる**（関税法89条）。
- 2 ○ 関税の確定又は徴収に関する税関長の処分についての再調査の請求は、当該処分があったことを知った日の翌日から起算して3月又は当該処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、**することができない**（行政不服審査法18条1項、2項）。
- 3 × 税関長が、輸入されようとする貨物のうちに**風俗を害すべき物品に該当する**と認めるのに相当の理由がある貨物があるとして、当該貨物を輸入しようとする者に対し、その旨を**通知**した場合は、当該通知の取消しの訴えを行おうとする者は、当該通知についての**審査請求に対する裁決を経た後でなければ、当該訴えを提起することができない**こととされている（関税法93条2号）。
- 4 ○ 関税法の規定による税関長の処分について審査請求がされた場合であっても、行政不服審査法46条1項（処分についての審査請求の認容）の規定により審査請求に係る処分（法令に基づく申請を却下し、又は棄却する処分及び事実上の行為を除く。）の**全部を取り消すとき**（当該処分の全部を取り消すことについて反対する旨の意見書が提出されているとき及び口頭意見陳述においてその旨の意見が述べられているときを除く。）は、**財務大臣は、関税等不服審査会に諮問することを要しない**（91条3号）。
- 5 ○ 関税の徴収に関する税関長の処分についての審査請求があった場合において、当該審査請求がされた日の翌日から起算して**3月を経過しても裁決がないとき**は、その審査請求人は、裁決を経ることなく、**当該処分の取消しの訴えを提起することができる**こととされている（行政事件訴訟法8条2項1号）。

第28問 正解 1

- 1 × 関税法 67 条（輸出又は輸入の許可）の輸入申告に際し、偽った書類を提出して貨物を輸入しようとした者は、その行為が税関職員に発見された場合には、その発見が当該貨物の輸入の許可前であっても、関税法の規定に基づき 5 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金に処し、またはこれを併科する（関税法 111 条 1 項 2 号、3 項）。
- 2 ○ 不正の行為により関税を免れようとする輸入者から通関業務の依頼を受けた通関業者が、当該輸入者から入手した仕入書が偽ったものであると知りながら、税関への輸入申告に際し、その偽った仕入書を提出して貨物を輸入することとなった場合は、当該通関業者も関税法の規定に基づき罰せられることがある（111 条 2 項）。
- 3 ○ 関税法110条 1 項（関税を免れる等の罪）の犯罪に係る貨物について、情を知って当該貨物を有償で取得した者は、関税法の規定に基づき 5 年以下の懲役若しくは 500 万円以下の罰金に処し、またはこれを併科する（112 条 1 項）。
- 4 ○ 関税法105条 1 項（税関職員の権限）の規定による税関職員の質問に対して偽りの陳述をした者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられることがある（114 条の 2 第 16 号）。
- 5 ○ 保税蔵置場において貨物を管理する者であって、その管理する外国貨物について関税法34条の 2（記帳義務）の規定に基づき設けなければならない帳簿について、当該帳簿の記載を偽ったものは、1 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処せられることがある（115 条の 2 第 7 号）。

第29問 正解 5

- 1 × 輸入しようとする貨物が商標権を侵害する貨物に該当するか否かについての認定手続における、関税法69条の12第4項の規定による税関長の求めによる**商標権を侵害する貨物に該当しない旨を証する書類の提出**は、電子情報処理組織（N A C C S）を使用して行うことができる（N A C C S法施行令別表43の4）。
- 2 × 電子情報処理組織（N A C C S）を使用して関税法67条（輸出又は輸入の許可）の規定による輸入申告が行われる場合には、税関長は、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の使用に係る電子計算機に備えられた**ファイルへの記録により明らかにすることができる事項**については、その入力を省略させることができる（施行令3条1項）。
- 3 × 通関業者は、他人の依頼に応じて税関官署に対してする輸入申告を電子情報処理組織（N A C C S）を使用して行う場合に、その申告の**入力を通関士に行わせなければならない旨の規定はない**。なお、当該申告の内容は通関士に審査させなければならない（N A C C S法5条）。
- 4 × 通関業者は、他人の依頼に応じて税関官署に対してする輸入申告を電子情報処理組織（N A C C S）を使用して行う場合において、その申告の入力の内容を通関士に審査させるときは、当該内容を紙面**又は**電子情報処理組織（N A C C S）の入出力装置の表示装置に出力して行わなければならない（施行令6条）。
- 5 ○ 通関業法4条1項の規定による**通関業の許可申請書の提出**は、電子情報処理組織（N A C C S）を使用して行うことができる（施行令別表93の4）。

第30問 正解 1

- 1 × 輸入貨物に不当廉売関税が課されている場合において、不当廉売された当該輸入貨物の輸入及び当該輸入が本邦の産業に実質的な損害を与える事実が、当該不当廉売関税を課することとした**期間の満了後に継続するおそれがあると認められるときは、当該期間を延長することができる**（関税定率法8条25項）。
- 2 ○ 関税定率法8条1項に規定する**本邦の産業**とは、不当廉売された輸入貨物と同種の貨物の本邦における総生産高に占める生産高の割合が**相当の割合以上である本邦の生産者をいうもの**とされている（8条1項、不当廉売関税に関する政令4条1項）。
- 3 ○ 関税定率法8条1項に規定する**本邦の産業に利害関係を有する者は、政府に対し、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入が本邦の産業に実質的な損害を与える事実についての十分な証拠を提出し、当該貨物に対し不当廉売関税を課することを求めることができる**（8条4項）。
- 4 ○ 不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入が本邦の産業に実質的な損害を与える事実の有無についての関税定率法8条5項の規定による調査は、当該調査を開始した日から**1年以内に終了するもの**とされているが、特別の理由により必要があると認められる場合には、その期間を**6月以内に限り延長**することができる（8条6項）。
- 5 ○ 政府は、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入が本邦の産業に実質的な損害を与える事実の有無についての関税定率法8条5項の規定による調査が終了した場合において、**不当廉売関税を課さないときは、同条9項の規定により課された暫定的な関税又は提供された担保を速やかに還付し、又は解除しなければならない**（8条11項）。